

08. 環境配慮指針（金属加工業、金属製品製造業）

貴業種における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

ばい煙	焼却炉、ボイラー、電気炉、キューポラ	粉じん	吹付塗装
水質汚濁	湿式集じん施設、工場からの床排水、めっき排水、金属表面処理工程からの排水、地下水汚染		
騒音振動	空気圧縮機、鋳型造型機等	悪臭	吹付塗装、焼却炉

吹付塗装（焼付塗装を含む。）を行う場合は、排気口の位置及び高さ、溶剤の管理等に御留意ください。

トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる洗浄施設は、大気汚染防止法に規定する指定物質排出施設として規制を受けるので、使用に際しては大気中にこれら物質を飛散させることのないよう御配慮ください。

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

区分	施設名	根拠法令
ばい煙	ボイラー、廃棄物焼却炉	大気汚染防止法 ガイキシ類対策特別措置法
	アルミニウム又はアルミニウム合金の用に供する溶解炉及び溶解めっき施設	県条例
	鉛又は鉛合金の用に供する溶融めっき施設及び溶射施設	
粉じん	金属製品の製造の用に供する乾式研磨機、吹付塗装施設	県条例
水質汚濁	非鉄金属製造業の用に供する施設 (還元そう、電解施設(溶融塩電解施設を除く。)、焼入れ施設、水銀精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設)	水質汚濁防止法
	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設 (焼入れ施設、電解式洗浄施設、カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、水銀精製施設、廃ガス洗浄施設)	
	酸又はアルカリによる表面処理施設	
	電気めっき施設	
	非鉄金属製造業の用に供する施設 (銅等の用に供する圧延施設、アルミニウム等・亜鉛等の用に供するダイガストマシン)	県条例
	ニッケルめっきの用に供する電気めっき施設	
騒音	金属加工機械(圧延施設、製管機械、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、ワイヤーフォーミングマシン、プラスト、タンブラー、切断機、旋盤、ボール盤、平削り盤、型削り盤、研磨機)	騒音規制法、県条例
	空気圧縮機及び送風機	
	集じん施設、クーリングタワー	県条例
振動	金属加工機械(液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン)	振動規制法、県条例
	圧縮機	

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

総排出ガス量が 10,000 m³/時、総排水量が 2,000 m³/日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

その他、貴事業を営むに当たり、次の点に御配慮をお願いします。

金属の表面処理又は電気めっきを行う場合、電解液等をそのまま排出したり地下浸透させたりすると、魚類へい死や地下水汚染、土壌汚染などの重大な環境汚染を引き起こします。工程水や床排水の管理には万全を期すようお願いします。

また、塗装かすは産業廃棄物(廃プラスチック)に該当するので、吹付塗装を行なう事業場にあつては、塗装かす及び塗装かすを含んだ汚水の廃棄に際しては、業者引き取りによる処分等適正な処理をお願いします。

問合せ先：環境局環境保全課（054-221-1358, 1359）